

済証をまだ受けていないはずであり、今回の見学会は、建築基準法に違反していると考えられるが、見解は。

答 建築基準法では、一定の建築物は、検査済証の交付を受けた後でなければ使用できないが、特定行政庁または建築主事等が仮使用の認定をすれば使用できるとなっている。

また、指定確認検査機関が、国土交通大臣が定める基準に適合することを認めるときは、完了検査を受ける前でも建築物を仮使用できるような法が改正されている。

問 平成29年10月12日の特別委員会で見学会を一旦中止すると答弁していたが、翌日の電話で見学会を続けて開催したいと言われ、仮使用認定を取るべきことを強く指摘した。その後も見学会を開催しており、指摘を受けても中止していないが、見学会開催の根拠は。

答 12日の段階では、午前中に見学会があった為、安全性等が担保できるまで中断すると答弁した。その後に協議をして、今回の見学会は、建築基準法の長時間継続して立ち

入ることには該当せず、建築基準法の手続きは必要ないと判断した。また、労働安全衛生法に基づくエレベーター設置報告書の提出等から、エレベーターが利用可能であり、市職員や引率教員も事前に現場を確認した為、安全を確保できたこと認め、関係者と協議した結果、全議員に朝から報告し、13日から再開した。

問 労働安全衛生法の第何条か。協議とは、大林組との協議か、役所内での協議か。可能であると誰が判断したのか。仮使用認定が原則必要と先ほど答弁しているが、違反行為を起こしているではないか。

答 本設エレベーターを工所用仮設エレベーターとして使用するために、労働安全衛生法第100条第1項、クレール等安全規則第145条に基づき、エレベーター設置報告書が労働基準監督署に提出されている。協議は、教育委員会、総合政策部、大林組等で行った。8月から毎月、エレベーター定期自主検査も実施し、大林組もエレベーターの仮使用ルールを定めていることなどから、安全に使用できると考えた。大林組と労働基準監督署の見学会に対する見解は

同様であり、見学会は工事における業務の一部であり、工事を進める行為に含まれると解釈している。大林組の現場で同様にエレベーターを利用した見学会を開催していると聞いており、エレベーターに見学者が乗る際は、大林組の担当者が同乗し操作を行い、出入り口にも人を配置し、安全確保のもとに使用された。

問 工事の際に作業効率をよくするためにエレベーターを使用しているのであり、このような使用手法は乱用と思う。子どもを危険にさらすことなどあつてはならないが、どのような考えで強行したのか。12日の委員会での意見に対する「対処してから再開する」との答弁とは異なる対応だが。

答 「安全が確保されるまで中止する」と答弁したが、建物の中には入れるため、施設見学は可能と判断した。その後、見解の整理ができたので、協議して、エレベーターを利用した。市職員や引率教員も事前に現場確認し、安全性も確保したことから、見学は可能と判断した。

問 10階へ多くの子どもが上がついて、地震・火災等でエレベーターが停止した場合、どこから避難するのか。見学会の前に一度でも、職員、教員は、現場で避難訓練や避難経路の確認をしたのか。

答 市職員とあわせて、施工業者の協力も得て、安全を確保するための人員体制に努めた。避難通路等は、市職員が直接点検していないが、施工業者の協力も得ているため、万全を尽くされていたと思う。

問 なぜ市は大林組の言い分を信じ、子どもを危険にさらすようなことをするのか。

答 今回の施設見学は、6月の校長会で発表して以来、工事担当課である八木駅周辺整備課と協議を続けて、一番危険の少ない時期にした。当初、特定行政庁の担当課である建築指導課とは協議をしていなかった。12日の特別委員会終了後、建築指導課も交えて、仮使用に当たるのか、他の特定行政庁へ問い合わせてもらい、各校1時間程度の見学で、継続して建物に立ち入ることには該当しないため、仮使用の手続きは必要ないと判断した。

エレベーターの取り扱い、各特定行政庁の判断もあることで承認できないとの結果で終

わった。児童の安全を預かる立場として、関係各課と十分協議を進めるべきだった。今回のような混乱を期さないようにして、今後、注意したい。違反という認識はなかった。申しわけない。

問 一度に多数の小学生を10階の展望室へ誘導して、見学中に地震・火災等が発生した時に仮使用の認定がなければ、エレベーター・電気は全てストップし、スプリンクラー・自動火災報知機・自家発電も働かない。階段室は、防火扉が開いたままでは、階段室が煙突の役目をして、煙が充満して避難できない最悪の事態を招く事が明らかである。教育長は簡単に謝罪して済まそうとしているが、謝って済むのなら何でもありではないか。

答 そこまでの想定はしていなかった。エレベーターに定員もあるので、定員に定められた人数が乗っていたと思う。もし事が起れば、施工業者と協力して対応することになったはずである。

問 事が起れば、そんな猶予はない。そんな認識で子どもを危険にさらすとは何事か。